

## 第五章 雑則

(施行状況の報告及び公表)

第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 【趣旨】

基本理念にも規定したとおり、防災対策は継続的に行っていかなければなりません。また、自助・共助の取組については、先進的・模範的な事例を公表することにより、一層の推進を図る必要があります。

そこで、県は、毎年1回、本条例の施行の状況を、国、県、県内の防災関係機関で構成する千葉県防災会議に報告するとともに、公表するものとなりました。

(財政上の措置)

第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

## 【趣旨】

防災に関する施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を行うことを明らかにしたものです。